

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

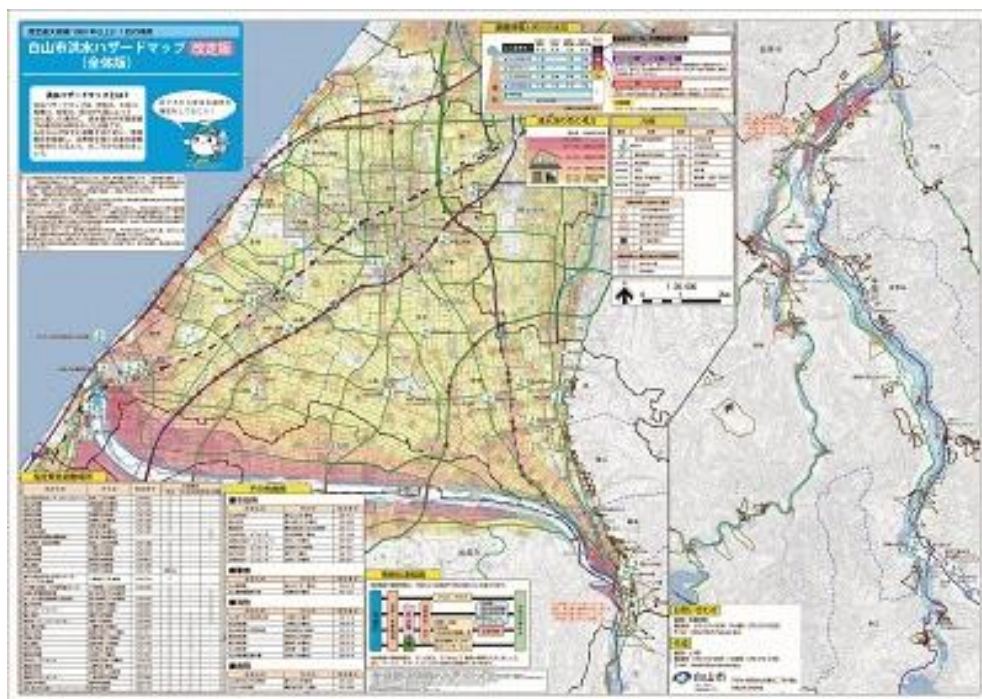
当市は石川県加賀地方の中央部、県都金沢市の南西部に位置しており、平成17年2月に1市2町5村が新設合併して誕生した。県内の自治体で最大の面積754.93km²を有し、市全体が白山手取川ジオパークとして認定されている。人口でも金沢市に次いで2番目である。南部は自然豊かな山々に囲まれ、日本三名山の白山を有する。市域に沿うように県内最大の河川である手取川が流れており、豊富で良質な水にも恵まれ、稲作をはじめ各種農作物の栽培にも適している扇状地は、とても強固な地盤となっている。当商工会議所の管轄は、北部の旧松任市(59.93km²)であり、住宅都市化が進むとともに、工業用地が造成されている。市内には北陸自動車道の白山IC、徳光スマートIC、美川ICがあり、国道8号線や国道157号線、石川広域農道、加賀産業開発道路などの主要道路が走り、交通アクセスが良好である。平成30年6月15日、国連が定める「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた優れた取組を提案した自治体として、白山市が「SDGs未来都市」に選定されている。「住みよさランキング2019」(東洋経済新報社調べ)で白山市が総合評価全国1位になった。その中で当市は、子ども医療費助成や転出入人口比率などが評価されている。

②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市の総合防災マップによると、当所が立地する市街地地域においては、大部分で手取川の氾濫による浸水が予想されており、その浸水深は0.5m未満または0.5~3.0mとなっている。

(白山市洪水ハザードマップ全体版)



市街地地域の洪水浸水想定(白山市洪水ハザードマップ一部抜粋)



(土砂災害：ハザードマップ)

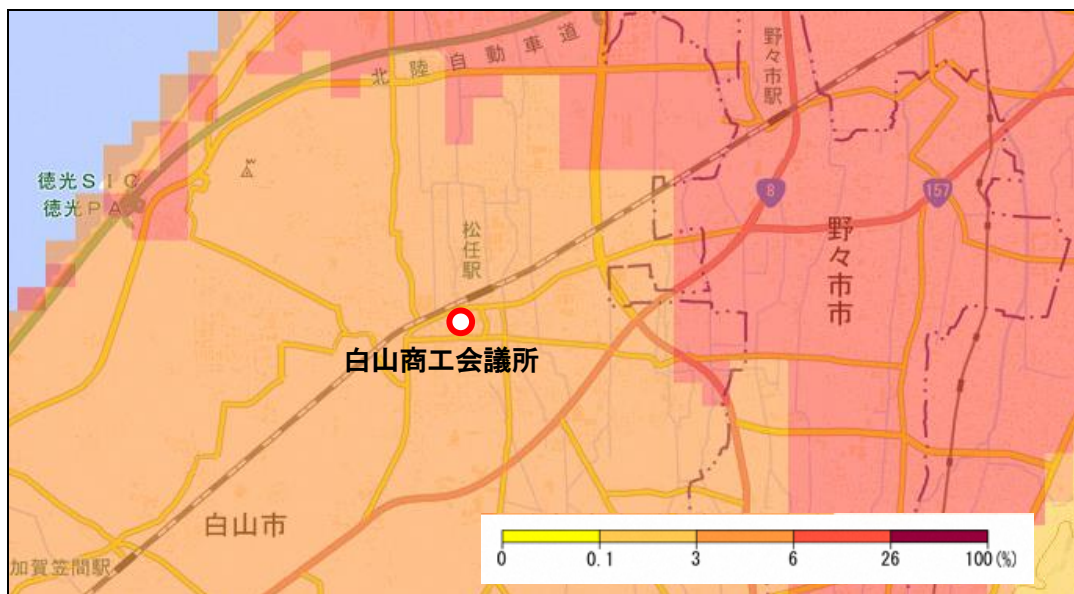
当市の総合防災マップによると、当所が立地する市街地地域においては、土砂災害が生じるおそれがあるエリアはない。

(地震：J-SHIS)

白山市に影響を及ぼすことが予想される活断層としては、森本・富樫断層帯と邑知潟断層帯がある。それぞれの活断層の将来の地震発生の可能性については、地震調査研究推進本部によると、森本・富樫断層帯で M7.2 程度の地震が 30 年以内に発生する確率は 2~8%、同様に邑知潟断層帯で M7.6 程度の地震が発生する確率は 2%となっている。

また、地震ハザードステーションの防災地図によると、当所が立地する市街地地域において 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 3~6%となっている。

30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図(J-SHIS MAP より)



(感染症)

人類は紀元前の昔から、さまざまな感染症の影響を受けてきた。新型インフルエンザは10年から40年の周期で起こるといわれており、大流行の可能性が危惧されていたところ、2009年新型インフルエンザ(A/H1N1型)が発生した。2010年8月には、世界保健機構(WHO)からパンデミック終息宣言されたものの、いまだ流行は続いている。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えており、かつ全国的かつ急速なまん延により市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

(2)商工業者数の状況(白山商工会議所TOASシステムデータより)

商工業者数 2,819人

小規模事業者数 2,213人

(令和3年2月1日現在)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業者の立地等)
製造業	480	310	市内各地で点在しているが、工業団地に集積している。
建設業	676	664	市内各地に点在している。
卸・小売業	472	326	市内各地に点在している。
運輸業	90	41	市内各地に点在している。
飲食・宿泊業	200	177	宿泊施設は市街地に立地している。飲食店は市内各地に点在しているが、市街地と国道沿いに集積している。
サービス業	693	519	市内各地に点在している。
その他	208	176	市内各地に点在している。

(3)これまでの取組

1) 白山市の取組

〈地域防災計画の策定〉

白山市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、白山市防災会議が作成するもので、市域において発生する災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、平成18年4月に作成を行い、必要に応じて更新している。

〈各地区防災訓練への協力〉

市は、地区の自主防災委員会が主催する、地震等を想定した地区の防災訓練の実施に際し協力を行っており、要請があれば、担当課職員が現地へ赴き、本番に備え、災害備蓄品を使用してのデモ実演を行うなど、地域との連携体制を敷いている。

〈国民保護計画の策定〉

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

〈白山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定〉

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)等と相まって国全体としての万全の態勢を整備し、白山市の新型インフルエンザ等対策の強化を図るために定めている。

〈新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催〉

市は、令和2年3月、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同年3月から令和3年1月までの間に、計10回開催している。

内容としては、市の関係部局等が連携をとり、全庁的に取り組むことを確認。また、新型コロナウイルス感染症に関する現状と経過についての情報共有のほか、市主催のイベントの中止、延期、縮小、再開並びに市関連施設の休業及び休館などについても協議、市のホームページ等で周知を図った。

〈他計画・マニュアル等の策定〉

計画策定月	計画名	計画概要
H27.6月	白山火災防災計画	噴火災害の軽減に向けての総合的な対策等
H29.3月	白山の火山活動が活発化した場合の避難計画	噴火災害による人的被害の軽減を図るための具体的な避難対策
H29.4月	白山市業務継続計画	災害時に市役所も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画
H29.11月	白山市津波避難計画	津波が発生した直後から終息するまでの間の住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画
H31.3月	白山市災害時受援計画	災害が発生した際に、人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制等を定めたもの

○白山市職員防災マニュアル

○白山市災害対策本部地区支部防災マニュアル

○白山市避難所運営マニュアル

】 毎年見直し

2) 白山商工会議所の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

事業者の災害発生時への備えの必要性を認識、理解していただくため、相談窓口、巡回相談にて、普及啓発、助言を行った。

②事業者BCP策定セミナーの開催

中小企業のためのBCPの作り方(巨大地震から生き残る7つの法則)のセミナーを開催した。

③損害保険等との連携によるビジネス総合保険等の加入促進

共栄火災海上保険、あいおいニッセイ同和損害保険、AIG損害保険、

損害保険ジャパン、三井住友海上火災保険、東京海上日動火災保険

と連携した損害保険への加入促進。

三井住友海上火災保険(株)と包括連携協定を締結し、BCPの作成支援やSDGsの推進等の地域経済の活性化に連携して取り組む事になった。

④経営指導員向けBCP策定研修会の参加

BCPとはそもそも何か、何を目的に、どういった事態を想定して行う取組か、どういう組織に必要なものか、具体的にどうやって策定すればいいか等、BCPの基本知識について学習し、指導業務への対応力向上を図った。

⑤BCP導入マニュアルの整備

小規模事業者の強靱化を図るために、災害の知識・ノウハウを習得するためのマニュアルを整備し、自力でBCP策定を行う為の準備を行った。

⑥新型コロナウイルスに関する経営相談窓口の設置

新型コロナウイルスの流行により、経営に影響を受ける又は、その恐れがある事業所を対象として経営相談窓口を設置した。緊急事態宣言が行われた期間と年末は、完全予約制で休日相談も行った。

⑦新型コロナウイルスに関する支援策

事業継続・雇用継続に向けた様々な国、県、市の施策を会報やホームページ、メールマガジンで案内、周知して活用を促した。

⑧新型コロナウイルス対応基本マニュアルの作成

石川県石川中央保健所の協力を得て、オリジナルの「事業所用のマニュアル」を作成して管内事業者に配布した。内容は、厚生労働省等の情報に基づいており、感染者が確認された際の対応や事業継続への対応を記載している。

⑨新型コロナ対策取組宣言の周知、推進

店舗や施設等において、感染予防対策に取り組んでいることを事業所自らが宣言する、取組宣言について、周知、推進を図った。

II 課題

現状では、緊急時の取組については白山市地域防災計画において、処理すべき事務や業務の大綱が示されているが、具体的な協力体制やマニュアルは整備されておらず、緊急時の対応を推進する人員も不足している。

また、感染症対策において、地区内事業者は、従業員、顧客、取引先、地域住民の安心、安全の確保が必要である。感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、新しい生活様式を取り入れ、基本的な感染症対策の普及啓発に取り組みながら、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。このため、白山商工会議所では、感染症対策に対する様々な取り組みが必要である。

(1) 事業者への支援に対する課題

①事業者のBCP対策は、様々な経営課題がある中で優先順位が低い。

事業者においては、日々の業務を優先する傾向にあり、非常時の備えまではなかなか手が回っていない。したがって、まずはBCPの必要性と事業継続力強化支援事業について普及啓発を図る。

②小規模事業者向けの策定ツール、マニュアル、資料の不足

国などからBCP策定についてのガイドライン等が提供されているが、策定ツール、マニュアル、資料は少なく整備が必要である。

③BCP対策として経営資源の管理を支援する体制がない。

被災時の被害規模の把握及び資金調達などを提出しなければならない罹災証明に必要な被害額を提示するのに、各事業者による経営資源の管理の徹底が不可欠であるが、発災した

場合の他の機関と連携したバックアップ体制がない。

(2) 当商工会議所としての課題

① B C P 支援スキーム、マニュアル、支援体制が整備されていない。

当所と当会館の B C P マニュアルは整備されているが、事業者に向けての定まったスキーム、マニュアル、支援体制は構築されていない。

② 平時、緊急時の対応を推進するスキルをもった職員が十分ではない。

被災調査や経営支援を行う人員の経営支援スキルアップと平準化がなされていない。

③ B C P に係る関係機関との連携体制がない。

現在、関係機関との連携体制は構築されていない。

Ⅲ 目標

(1) 事業者の経営基盤を強化させるための B C P 対策の普及、啓発の強化

管内事業者に対し、自然災害や感染症等がもたらす経営リスクの認識を深めてもらい、実効性のある B C P 対策の必要性を周知する。又、事業所 B C P の策定を支援する。

(2) 白山商工会議所の B C P 支援体制の構築及び災害時対応マニュアルの円滑な運用

災害時対応マニュアルを、より実効性のあるものに適宜修正のうえ、活用するものとする。又、経営支援を行う人員の経営支援スキルアップと平準化を行う。

(3) B C P に係る関係機関との連携体制の構築

自然災害等発生時や感染症の国内感染者発生時、速やかな復興支援が行えるよう、被害情報連絡ルートを構築する。又、平時からも連携体制や災害リスクの共有化を行う。

(4) 平時、緊急時対応における B C P のノウハウやスキルを取得

当所職員が、防災や減災対策の支援のノウハウ、スキルの知識を身につける。

(5) 事業継続力強化支援計画の P D C A サイクルの実施

白山市と白山商工会議所において、定期的に会議を開催し、事業継続力強化支援計画の変更があれば石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

白山市地域防災計画について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 事業者に対する災害等リスクの周知

① 窓口、巡回経営指導時における周知、支援

- ・ 白山市が作成した「白山市総合防災マップ」の活用を促し、地域の被害想定箇所の事前把握を推進する。
- ・ 白山市の「防災・防犯情報、気象情報をメール配信するサービス」（事前登録制）の周知を行い、活用推進を促す。
- ・ 中小企業庁が作成するパンフレットを活用し、普及・啓発を図る。
- ・ 事業所BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての指導および助言を行う。
- ・ 国や県の動向に注視しながら感染症対策に繋がる支援を行う。

② 会報（毎月発行）及びホームページ、メールサービスを活用した周知

- ・ 白山商工会議所会報、ホームページ、メールサービスに国等の施策や事業者が取り組むBCP対策などを紹介する。
- ・ 国、県、市、業界団体などを通じ、感染症に関する正確な情報を収集、発信する。
- ・ 感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について、事業者への周知を行う。

③ セミナー等におけるBCP対策の周知

事業者向けの事業継続の取組に関するセミナーを開催し、普及啓発や国、県、市の施策の周知や損害保険の紹介等を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ① 当商工会議所は令和2年7月作成。全職員と会館の入居者に災害時対応の事業継続計画を周知、徹底し、災害時の対応を認識させる。

3) 関係団体等との連携

- ① 損保会社と連携し、管内事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- ② リスクファイナンス対策として、保険会社と連携し、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ③ 事業者への支援において連携している金融機関や専門家等と経営計画策定等に経営資源の管理、リスクマネジメントについて周知、提案を行う。

4) フォローアップ

- ①事業者のBCP等取組状況について巡回指導時に確認をする。又、BCP等取組状況一覧表を作成し管理を行い、取組事業所の増加に繋げる。
- ②(仮称)白山市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

地震などによる災害を想定し、避難訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

(自然災害)

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①自然発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

なお、安否確認は、当所においては総務課、営業企画課、経営支援課の3課長が各課員の確認をして、専務理事、事務局長にまとめて報告する。

(電話メール、SNS等を利用した安否確認を当所と当市で共有する。)

- ②館内、所内設備の点検、確認

館内、所内の水道、ガス、電気設備の点検、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

なお、管内の確認について

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	2日に1回共有する
1カ月以降	適宜情報共有する

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内事業者内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・管内事業者内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
-----------	---

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 管内事業者内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 管内事業者内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に2回共有する。(9時、17時)
2週間～週間	1日に1回共有する。(9時)
1ヶ月以降	2日に1回共有する。

(感染症)

1) 応急対策の実施可否の確認

- 国内感染者発生後には、感染防止のための対策を講じる。健康観察をすすめ、通勤、勤務等の体制を整える。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白山市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 白山市で取りまとめた「白山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の収集と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

発生時に管内の事業者の被害情報の迅速な把握、報告及び指示命令系統、連絡体制を構築する。

- ①白山商工会議所は、管内事業者等の被害状況を情報収集する。実態調査に際しては、以下の被害実態調査票を利用する。
- ②白山商工会議所は、地区商工会会長に連絡して情報収集を行う。
地区商工会の石川商工会、宮保商工会、林中商工振興会、出城商工連盟、まっとうまちなか協同組合、松北商工振興会、笠間商工連盟管内商工会議所に連絡して確認を行う。

※地区商工会とは、管内の地区や商店街において任意に構成されている。事業としては、親睦事業、研修会等の活動を行っており、当所の役職員も総会等に参加している。

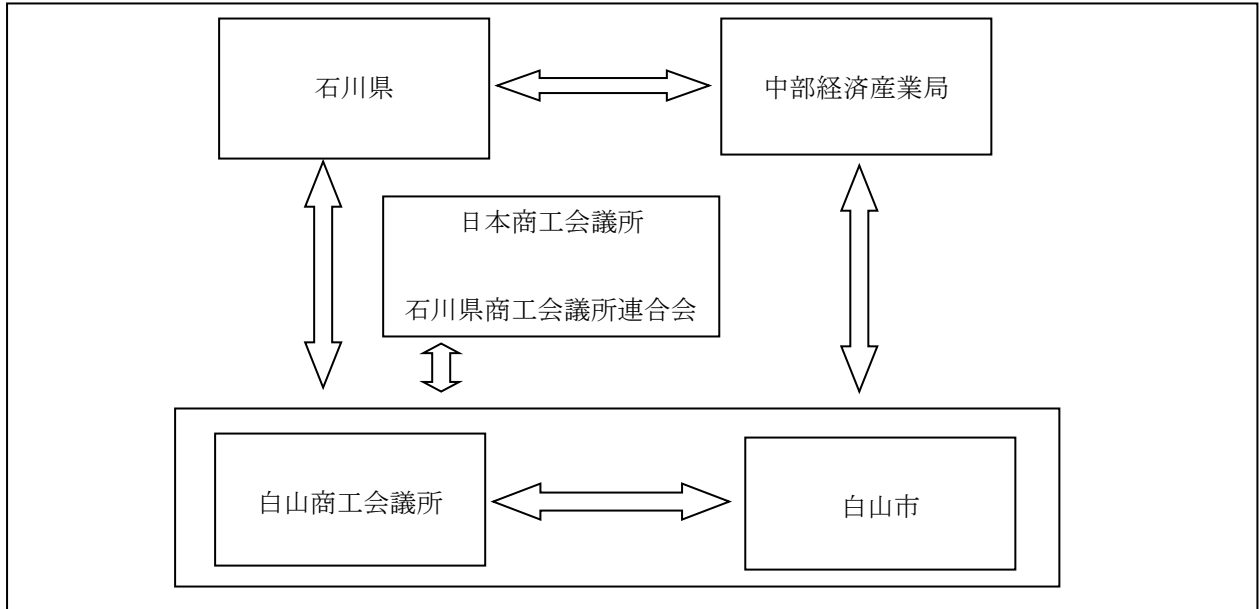
- ③自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を定める。
(避難ルートや避難場所の確保、行動計画表の作成)
 - ④自然災害や感染症流行の場合、白山商工会議所と白山市が共有した情報を石川県商工労働部経営支援課、日本商工会議所、石川県商工会議所連合会に報告する。
- 自然災害等の被害実態調査票**

被害実態調査票

調査月日 年 月 日
調査員名

	事業所名	住所	業種	被害内訳					被害状況
				従業員	土地	建物	機械装置	備品	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

連絡体制図



< 4. 応急対策時の地区内事業者に対する支援 >

(自然災害)

- ①特別相談窓口を設置する（日本商工会議所や中部経済産業局から依頼を受ける。）
- ②被災状況を確認し、地域内事業者への積極的な情報提供を行う。
白山商工会議所ホームページ、白山市ホームページ
白山商工会議所メールサービス、白山市メール配信サービス
- ③地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策について、事業者等に周知する。

(感染症)

①感染症に関する経営相談窓口の設置

感染症の流行により、経営に影響を受けている事業所を対象として経営相談窓口を設置する。

②感染症に関する支援策

事業継続・雇用継続に向けた様々な国、県、市の施策を会報やホームページ、メールマガジンで案内、周知して活用を促す。

③感染症対応基本マニュアルの作成

石川県石川中央保健所の協力を得て、オリジナルの「事業所用のマニュアル」を作成して事業者配布する。内容は、厚生労働省等の情報に基づき、感染者が確認された際の対応や事業継続への対応を記載する。

< 5. 地区内事業者に対する復興支援 >

①支援方針の決定

石川県の方針に従って、白山商工会議所と白山市において復旧、復興支援の方針を決めて、被災事業者に対して支援を行う。

②経営相談窓口の設置

窓口相談による再建に向けた課題解決の支援を行う。

当所経営指導員に加えて、新たに中小企業診断士、社会保険労務士等による相談を行う。

③被災地のみでの対応が困難な場合

被災規模が大きく、当所の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

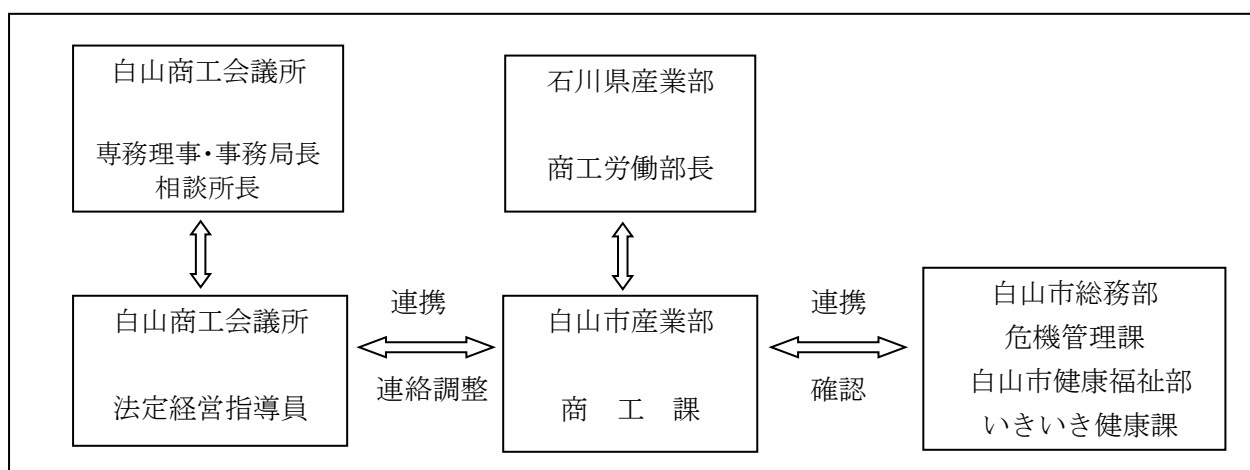
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：藤岡克宗、杉野 健、馬田祐子、池田 亮
連絡先 076-276-3811

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市連絡先

①白山商工会議所経営支援課

〒924-0871 石川県白山市西新町159-2
TEL: 076-276-3811 / FAX: 076-276-3812
E-mail: info@hakusancci.or.jp

②関係市

白山市総務部危機管理課
〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
TEL: 076-274-9536 / FAX: 076-274-9535
E-mail: kikikanri@city.hakusan.lg.jp

白山市健康福祉部いきいき健康課
〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地
TEL: 076-274-2155 / FAX: 076-274-2158
E-mail: ikiikikenkou@city.hakusan.lg.jp

白山市産業部商工課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9542 / FAX : 076-274-4177

E-mail : syoukou@city.hakusan.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
専門家派遣費	200	200	200	200	200
セミナー開催費	100	100	100	100	100
チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
石川県補助金、白山市補助金、白山商工会議所会員会費

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店 支店長 格谷 隆 住所：〒920-0918 石川県金沢市尾山町6-25 (三井住友海上金沢ビル2階)
連携して実施する事業の内容
① ハザード情報の取得支援 ② 自然災害に関わる保険の見直し(事業休業の備え・水災補償など) ③ BCP普及セミナー、BCP策定支援、訓練セミナー等
連携して事業を実施する者の役割
① 地域事業所の所在地のハザード情報を活用し、自然災害リスクについて周知活動を実施する。 ② 自然災害によって休業した場合の備えや水災補償についての既加入保険の点検を実施する。 ③ BCP策定支援、策定ワークショップ、訓練セミナー等を実施し、地域事業者へ普及活動を行う。
連携体制図等
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">連携体制図</p> <pre> graph TD A[白山商工会議所] <--> 取組状況の共有 B[三井住友海上] A -- "ハザード情報取得支援・BCP策定ワークショップ・普及セミナー等の提供 経営指導員保険・BCP等勉強会" --> B B -- "ハザード情報取得支援" --> C[小規模事業者] C -- "ハザード情報取得支援" --> A D[ハザード情報取得支援・自然災害に関する保険に見直し提案(経営指導員同行など)] </pre> </div>